

大阪柔整だより

自賠責保険請求の現状！！

最近、交通事故による自賠責保険での施術に関して、任意損保会社の「一括請求」取り扱いに変化があります。

ある損保会社は、過去の判例から負傷した被害者が自らの治療の為に柔道整復師による施術を選択した場合は、捻挫、打撲、挫傷であっても施術を行なうことについて医師による指示が必要であり、医師による指示がない場合には被害者側が ① 施術の必要性 ② 施術内容の合理性 ③ 施術の相当性 ④ 施術の有効性 について証明する必要があると解されています。

現実には、これらの 4 要件を被害者側が証明することは極めて困難であるため、損保会社としては後日、紛争になることを回避するために医師の指示がある場合、もしくはこの要件を少し緩和して医師の同意がある場合にのみ柔道整復師の施術を認めることにしているようです。

但し、被害者側が医師の指示又は同意なく柔道整復師による施術を受けることは自由ですが、損保会社としては施術料が損害賠償の範囲であることを争うこととなった場合、被害者側が裁判で上記 4 要件を証明することになり、裁判で 4 要件が認められなければ施術料は被害者の自己負担になる、との見解が示されました。

同意については、例えば患者が 1 次診療の医科での診断後に 2 次診療として柔道整復師の施術を選択し、1 次診療の診断をもとに柔道整復師が患者の負傷部位を判断し、1 次診療の時より部位が増えた場合は 3 次診療として患者に医科受診をしてもらい、1 次診療と 2 次診療の部位に対し、医師に交通事故に起因する傷病である診断書と施術に対する同意をいただくようにしてください。なお、損保会社によっては 1 次診療と 3 次診療が同じ病院や医師であることを指示する場合がありますが、その限りではありません。

また、事故の状況、過失割合の有無、車両（自転車を含む）の損傷程度や修理費用、これらも事故を客観的に判断するのに必要と思われます。軽微な損傷でも多部位、長期頻回施術が多いことが問題視されています。

この背景には、自賠責の調査支払い等を担当している損害保険料率算出機構が柔道整復師による施術に対し、調査支払を厳しく査定していることがあるようです。

しかし、捻挫、打撲、挫傷についても医師の指示や同意が必要で、それが無い場合は一括を認めないとは甚だ遺憾に思われます。

本会では、調査や査定に必要なのは医師の指示や同意の有無だけではないと、日整を通じて損害保険料率算出機構へ上申させていただきます。

会員の先生方には本会での自賠責の研修会でもお話ししていますが、交通事故により負傷した患者が来院した場合、医療機関で診断書を発行していただく、又は医師の指示や同意を得るのに越したことはないが、医師の指示や同意が無くても医療機関の診断書と施術部位を一致させる。

① 施術部位の確認 ② 施術料金の確認 ③ 施術料の請求先、以上は施術前に患者と損保会社に必ず確認してください。権利と義務にご理解ご協力ください。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部 理事

介護保険のコラム Vol.2

平成 27 年度より始まった地域包括ケアシステムについて、各支部の先生のご協力を賜り、東大阪支部、高石支部は認知症高齢者検索ネットワークに加えられる事になりました。また、高石支部につきましては実験的運用段階ではありますが、コミュニティカフェでの機能訓練教室へ参画する事となりました。

その他の市町村の担当者は「地域包括ケアシステムは始まったばかりの制度である為、まず何をすれば良いのかも把握出来ていない」といった回答が多く、各市町村担当部署も順調に計画が進行しているとは言えない状況となっております。

地域包括ケアシステムへの参入は、地域に根差した医療と介護を継続して提供する為にも非常に重要な案件ですが、本会単独で全ての市町村と交渉を行う事は物理的に困難であり、各支部の先生にご協力を賜りながら交渉を行うほかありません。情報提供やご協力の程よろしくお願い致します。

地域包括ケアシステム参入について「本会で機能訓練事業の新規受託が開始されたのか?」「地域ケア会議での参入を果たしたのか?」といった内容の問い合わせがありますが、現在の参入状況は上記内容のみであります。

新たな動向があれば本誌面等でお知らせいたしますので、不正確・不明瞭な情報には惑わされないようにくれぐれもご注意下さいませよう、よろしくお願い申し上げます。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

労災保険・生活保護の請求について

「療養補償給付たる療養の費用請求書」「生活保護法施術券」は請求台帳を添付し、本会に提出してください。本会での審査後、各提出先に提出することとなっておりますので、直接、労働基準監督署や福祉事務所に提出しないでください。

※労災保険、生活保護の請求は新規・再提出ともに請求台帳が必要です。

平成27年7月より変更の医療費助成制度

	変更内容	変更前 (平成 27 年 6 月施術分まで)	変更後 (平成 27 年 7 月施術分から)
池田市	制度名	「児童医療費助成制度」	変更なし
	通院医療費対象年齢 所得制限	0 歳～12 歳 (小学校修了) まで 所得制限なし	0 歳～15 歳 (中学校修了) まで 変更なし
寝屋川市	制度名	「子ども医療費助成制度」	変更なし
	通院医療費対象年齢 所得制限	0 歳～12 歳 (小学校修了) まで 所得制限なし	0 歳～18 歳 (18 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日) まで 変更なし
阪南市	制度名	「乳幼児等医療制度」	変更なし
	通院医療費対象年齢 所得制限	0 歳～6 歳 (小学校就学前) まで 所得制限なし	0 歳～12 歳 (小学校修了) まで 変更なし

※本会ホームページにて乳幼児・子ども医療費助成制度一覧表掲載

保険者変更通知

変 更 前	内 容	変 更 後	変 更 日
	新 設	ベンチャーバンク健康保険組合 06139802	H27年4月1日
	新 設	楽天健康保険組合 06139810	H27年4月1日
厚生労働省第二共済組合都城病院所属所 31450083	名称変更	厚生労働省第二共済組合都城医療センター所属所 31450083	H27年4月1日
丸八真綿健康保険組合 06221022	移 転	丸八真綿健康保険組合 06142228	H27年4月1日
防衛省共済組合豊平支部 31010176	統 合	防衛省共済組合真駒内支部 31010184	H27年3月26日
自衛隊札幌病院 07010226	統 合	真駒内駐屯地業務隊 07010234	H27年3月26日
法務省共済組合鳥取地方検察庁支部 31310030 法務省共済組合松江地方検察庁支部 31320039 法務省共済組合岡山地方検察庁支部 31330038 法務省共済組合山口地方検察庁支部 31350085	統 合	法務省共済組合検察庁広島支部 31340060	H27年4月1日
厚生労働省共済組合国立健康・栄養研究所支部 31130891	統 合	厚生労働省共済組合国立感染症研究所支部 31130867	H27年4月1日
甲信越しんきん健康保険組合新潟支部 06150478 甲信越しんきん健康保険組合山梨支部 06190102	統 合	甲信越しんきん健康保険組合 06200414	H27年4月1日
甲信越信用組合健康保険組合新潟支部 06150551 甲信越信用組合健康保険組合山梨支部 06190128	統 合	甲信越信用組合健康保険組合 06200455	H27年4月1日
北海道コカ・コーラ健康保険組合 06010839 大日本印刷健康保険組合 06130181	合 併	大日本印刷健康保険組合 06130181	H27年4月1日
日立セメント健康保険組合 06080147 東京都土木建築健康保険組合 06136378	合 併	東京都土木建築健康保険組合 06136378	H27年4月1日
石川島芝浦タービン長野健康保険組合 06200125 IHIグループ健康保険組合 06130306	合 併	IHIグループ健康保険組合 06130306	H27年4月1日
カナサン健康保険組合 06221089	解 散	全国健康保険協会静岡支部 01220011	H27年4月1日
サン・ファイン健康保険組合 06230973	解 散	全国健康保険協会愛知支部 01230010	H27年4月1日
新潟県自動車整備販売健康保険組合 06150502	解 散	全国健康保険協会新潟支部 01150010	H27年4月1日